



自転車の一 定の交通違反に

青切符が導入されます

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対 象 年 齢 1 6 歳 以 上

自転車をはじめとする軽車両の一 定の交通違反は、交通反則通告制度を適用する「道路交通法の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、自転車の一 定の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。

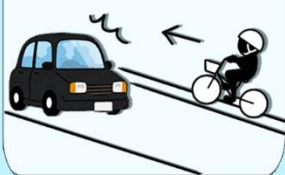
「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が導入されます。

対 象 車 両

自 転 車

対 象 と な る 行 為 113 種 類

☐ 通行区分違反
(右側通行)



☐ 通行区分違反
(歩道通行)



☐ 遮断踏切立入り



☐ 並進



☐ 通行禁止違反
(進入禁止)



☐ 通行禁止違反
(一方通行)



☐ 信号無視



☐ 携帯電話使用等



☐ 指定場所一時不停止



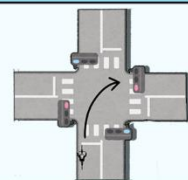
☐ 公安委員会遵守事項違反
(傘さし運転)



☐ 公安委員会遵守事項違反
(周りの音が聞こえない)



☐ 交差点右左折方法違反



などがあります。

反則金額は原付バイクと同等

酒気帯び運転等の悪質な違反については、往來どおり、刑事処分の対象となります。

▶▶その他不明な点は、警察庁交通局がホームページに掲載している「自転車ルールブック」をご参照ください。

また、福岡県警察では、ホームページにおいて自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」を掲載していますので、ぜひご確認ください！



福 岡 県 警 察

自転車は車両の仲間です